

Title	『顕注密勘』考：顕昭注と『奥義抄』の関わりについて
Sub Title	
Author	新田, 奈穂子(Nitta, Naoko)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2015
Jtitle	三田國文 No.60 (2015. 12) ,p.17- 34
JaLC DOI	10.14991/002.20151200-0017
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20151200-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『顕注密勘』考

——顕昭注と『奥義抄』の関わりについて——

新田 奈穂子

序 清輔・顕昭の他の古今集注釈との 重出状況について

『顕注密勘』は顕昭の「古今秘注抄」に定家が注を加えた歌学書である。以下、本稿では本書の顕昭注を顕注、定家注を密勘と呼ぶ。

顕昭が生涯のなかで、いくつ古今集の注釈を執筆したのかはわからない。全体像がわかるのは、今回取り上げる顕注と、文治元年（一一八五）成立の『古今集注』のみだが、歌語については『袖中抄』にまとまった注がある。また、『古今集注』の奥書に「大略釈奥義外歌。」とあるように、顕昭が古今集注釈をする際、清輔の『奥義抄』を強く意識していたことは確実と思われる。そこで、はじめに『古今集注』と、清輔の『奥義抄』と、顕注との重出状況を確認しておきたい。

へ一〇『古今集注』と『奥義抄』の重出歌

まず、成立時期・事情の明確な『古今集注』について確認していきたい。前述の通り『古今集注』では、奥書にあるように

『奥義抄』に注のある和歌は除く方針だったと思われるが、『奥義抄』に注釈のあるもので『古今集注』にも注釈のあるものが二六首にのぼる。これについて久曾神昇氏は「そのうち二首は、本書にはその詞書の説明であり、内容は全く相違してゐる。」「重出の比較的多いのは巻十七以下の四巻であり、その四巻はいさゝか事情があつたのではないかと考へられる。それを除くと四首だけとなる。」と指摘され、一五〇・四〇二を例示され、教長注を「補訂すべき必要のある時に、同歌をも注釈してゐるのであり、奥義抄のは除く方針であつたことが明らかである。」と述べられている。

へ一一『古今集注』と顕注の重出歌

『古今集注』と顕注の重出歌についても、久曾神昇氏の調査⁽²⁾が有り、『古今集注』に注釈のある三八四首のうち七割以上に顕注でも注がついていること、『古今集注』にあつて顕注にはない注のほとんどが教長注の刺激によるものと推測されること、顕注と『古今集注』に重出しているものは顕注の方が簡単で『古今集注』の方が詳細であること、が指摘されている。

＜三＞ 顕注と『奥義抄』との重出歌

顕注と『奥義抄』との重出歌についても、久曾神昇氏の調査が有り「秘注抄には四百九首（内三首の長歌は一部分づつ）あり、奥義抄所載百十八首（内三首は長歌の一部分、其他短歌を掲げたのみで注してゐないものもある）の九割二分以上が、本書に見出されるのであり、本書は奥義抄を除いたとは考えられない。」と述べられている。そこで『奥義抄』にあつて顕注にはない十一首について確認した。『奥義抄』の「おちたぎつ河瀬になびくうたかとも思はざらめや恋しき物を」は、古今集の中に存在する本と無い本とがあり、本文に関する何らかの事情で注を加えなかったのではないかと思われる。『奥義抄』「まな鶴のあし毛の駒やながぬしのわがまへゆかばあゆみとまれ」も同様である。『奥義抄』の「あふ坂のゆふ付鳥にあらばこそ君がゆきゝをなくなくも見め（古今集七四〇）」については、顕注では古今集五三六に「ゆふつけどり」についてほぼ同様の注があるので、古今集七四〇に注を付ける必要はないと判断したのである。すると、『奥義抄』にあつて、顕注には存在しない歌は八首のみとなるので、顕注では、原則として『奥義抄』に注釈のあるものは注を付ける、という『古今集注』の場合とは正反対の方針であつただろうと考えられる。

＜四＞ 『奥義抄』『古今集注』には注のない歌

『奥義抄』『古今集注』には存在せず、顕注にのみ注釈があるものが四十、全体の約一割を占める。

Ⅰ、問題提起

かつて稿者は、『中世文学』第五五号の拙稿において、おもに『奥義抄』『古今集注』には存在せず、顕注にのみ注釈がある四十（全体の約一割）を中心に検討し、顕注の成立は『古今集注』の成立より後であり、早くとも建仁元年（一二〇一）、おそらく建仁三年（一二〇三）成立の千五百番歌合以降であろうと推測した。

ではなぜこの時期に顕注は新たに古今集注釈を執筆したのだろうか。

以前の拙稿でも述べたように、基本的には、顕注には『古今集注』以降、考察を深めたと思われる記述が見られることから、自身の考え方が変化しているので書き記す必要を感じたからであろうと思われる。また『古今集注』は成立事情のためか教長注への対決姿勢が前面に出ているが、顕注では教長注の引用を除いたものや、内容は含まれていても出典を明記していないものが多いので、このころには教長注への対抗意識というより、もっと穏当な注釈を意図していたような印象を受ける。

では、なぜ顕注は、新たな古今集注釈に対し『奥義抄』加注歌をすべて含むという方針を立てたのだろうか。

顕注と『奥義抄』説については、西村加代子氏が、『袖中抄』と『奥義抄』の説が約半数ほど異なることに注目なさり、寿永から文治にかけての顕注の著作における清輔説への対応を調査され、「奥義抄が注釈した歌を原則として除くなど、奥義抄尊重の態度がまず認められる。しかしその一方で、清輔の説に対

して臆することなく不審を述べ、時には反対の意見を主張して論駁するという、批判的姿勢もすでに目立つ。」と述べられ、ついに『袖中抄』で「彼独自の立場を主張するにいたった」とまとめられている。

それでは『古今集注』や顕注の中で、顕昭が『奥義抄』に対して、どのような態度を見せているだろうか。序章で確認したように、顕注では『奥義抄』に対して、注釈のある和歌には基本的に注をつけるという『古今集注』と正反対の方針を貫いていて、例外は八首のみ。後に定家が奥書に「奥義集をうつしなから」と書くように『奥義抄』をそのまま引き写している例も多数見られる。

一方『奥義抄』に注のある和歌は除く方針だったと思われる『古今集注』では、基本方針に反して『奥義抄』加注歌が二六首も含まれている。

建仁元年（一二〇一）以降、おそらくは千五百番歌合以降、というこの時期に、なぜ顕注を執筆したのか。その鍵は、『古今集注』では意識的に除かれていたのに、顕注では正反対に意識的にすべて含むことにした『奥義抄』加注歌にあるのではないだろうか。本稿では、『古今集注』と顕注における『奥義抄』加注歌に注目し、『奥義抄』説との関わりから顕注の執筆動機を探る手がかりを得ることを目指したい。

Ⅱ、なぜ『古今集注』の中で、基本方針に反して『奥義抄』加注歌に注をつけたのか。

『奥義抄』に注釈のあるもので『古今集注』にも注釈のある

重出歌二六首のうち、詞書の注の二首、『奥義抄』未注歌、左注の注、の四首を除く二二首について、『奥義抄』加注歌を除くという方針に反して、なぜ『古今集注』で注を加えたのか、理由を検討した。

〈一〉教長注の引用のみで『奥義抄』の内容を含まないもの。

まず『古今集注』は教長説などの引用で、奥義抄の内容を含まないもの。九八一のように、和歌は重出しているが、注釈に『奥義抄』の内容を含まず、教長注や他の文献を引用してから意見を述べているので、教長注の内容がきっかけで注をつけたと思われる。

『古今集九八一』

「奥義抄」 いざこゝに我世はへなんすが原やふしみの里のあれまくをし

是は山城の伏見にはあらず。大和国に菅原と云所に伏見といふ名のある也。さてかくつゞくるにや。日本紀云、安康天皇崩菅原伏見野中陵葬、此所也。後撰云、

すが原や伏見の暮に見わたせば霞にまがふをはつせの

山

此伏見にては彼山見ゆべからず。

「古今集注」 イザコ、ニワガヨハナムスガハラヤフシミノサトノアレマクモヲシ

教長卿云、フシミノサト、ヨママトテ、スガハラトイフハ、サダメレルフルキウタノフルマヒナリ。菅原トイヒテ

フシミツツマクルハ、菅ハシキモノニスレバ、ソレニヤガテ伏見トツマクルハ臥コ、ロナリ。私云、此義オボツカナシ。大和国ニ菅原伏見トイフ所ノ侍レバ、カクツマクルトコソ承オキテハレ。

隆縁法師ガ申侍シハ、コレハ伏見仙人ガ詠也云々。私案ニ、フルキモノニフシミノオキナトカケルハ、此仙歟。但此歌彼仙詠ト云事、不審也。

同様の例が一〇一三・一〇四九・一〇七六・一〇九二とあるが、すべて巻十七以降である。

＜二＞ 教長注を批判する目的で『奥義抄』を引用しているもの。

次は、明らかに教長批判の目的で引用したもの。一五二では、教長の「ヤヨヤハ八夜ナリ」に対し、『奥義抄』「ヤヨヤマテトハ、ヤシバシマテナド云心也。」を引用し、教長の「ヤヨハ八夜」説に考察を加えた後、教長説を退けている。

〔古今集一五二〕

〔奥義抄〕 やよやまて山郭公ことづてん我世中に住わびぬとよ

やよやまてとはしでの山也と釈したる人もあれど、げにともきこえず。やよやとはやしばしまてなどいふ心也。山よりくる鳥なれば浮世の中に住わびぬ、山へ入りなるところとづけんといふ心にこそ。（問答略）

〔古今集注〕 ヤヨヤマテヤマホト、ギスコツツテムワレヨノナカニスミワビヌトヨ

教長卿云、ヤヨヤハ八夜ナリ。フルクハ、ヒサシキコトニ七日七夜トイフラ、セメテヨノナカニスミワビヌ、コレニモスギテヤヨヤトヨメリ。コトツテムハコトツツケムト也。郭公ハシデノ山ノトリトイヘバ、カシコニアラムテ、ハ、ナドニ、カクイヘトヨメルナルベシ。イトゞコ、ロボソクアハレナルウタナリ。清輔朝臣云、ヤヨヤマテトハ、ヤシバシマテナド云心也。ヤマヨリクルトリナレバ、ウキヨノナカニスミワビヌ、山ヘイリナムトコトツテムト、イフコ、ロナルベシ。

今案云、後義勝歟。人ヲヨブトテ、ヤトイフ詞ヲバ、ヤヨトヨメリ。八夜マデコトツテムト云コトハ、ゲニトモキコエズ。又八夜ヲバ、ヤヨトコソイハメ、ヤヨマデニトハイハズシテ、ヤヨヤトイヘル後ノヤ文字、コ、ロエラレズハベリ。又此歌在猿丸集。其詞云、アダナリケル女ニ、モノライヒソメテ、タノモシゲナキコトライフホドニ、ホト、ギスノナキケレバトアリ。此詞ニツケテモ、八夜トイヒテハカナハズ。大方ハコトノツイデナレバ申侍也。猿丸太夫トイフ歌人、不審也。（以下略）

八六八・一〇三〇・一〇九七も同様である。

＜三＞ 教長注と『奥義抄』の内容が異なるので併記したもの。

三つ目は久曾神氏が「教長、清輔の意見が一致しない為、又何か補説する必要のあつた為と思はれる」と指摘されるもの。久曾神氏が例示された一五〇・四〇二のほか、九四六・三

四八がある。このうち三四八に注目したい。

古今集三四八

〔奥義抄〕 ちはやぶる神や切けんつくからに千年の坂もこえぬべら也

或物云、年はこゆといふ物なればさかといふなりと侍るも、げにともきこえず。人の年はたかく成ぬれば過ぐるしく、越がたきによそへて坂とは云ふにかとぞおぼゆる。又物の数をばさかと申べきにや。拾遺云、

もゝ坂にやそ坂こえて給ひてしちぶさのむくいけふぞわがする

是は法文にいへる事也。人の子は母の乳百八十石をのむなり。さればもゝあまりやそといふべきを、さかとよみたればかずとおぼしき也。数は物をかぎる事、又さかひと云は事をかぎる事なれば、数といふ心にてさかとは説るにこそ。のちにみむ人さだむべし。

〔古今集注〕 チハヤブル神ヤキリケムツクカラニチトセノサカモコエヌベラナリ

教長卿云、神ヤキリケムトハ、メデタキ杖トホムル心也。コノ比モホムル事ヲバ、神仏ノシワザナメリト申ナリ。チトセノサカトハ、千年ニコエムサカモヤスシト云也。清輔朝臣云、或物云、年ハコユトイフ物ナレバサカトハイフ、ホリトハベリ。ゲニトモキコエズ。人ノ年ハタカクホリヌレバ、スギグルシク、コエガタキニヨソヘテ、サカトハイフニヤトゾオボユル。又物ノカズヲバサカトマウスベキニヤ。拾遺集云、

モ、サカニヤソサカソヘテタマヒテシチブサノムクイケフゾワガスル

是ハ法文ニイヘル、人ノ子ハ母ノ乳ヲ百八十石ヲノム也。サレバモ、アマリゾトイフベキヲ、サカトヨミタレバカズトオボシキナリ。カズモモノヲカギルコト、又サカヒトイフハ、コトヲカギルコトナレバ、カズトイフ心ニテ、サカトハヨメルニコソ。後ミム人サダムベシ。顯昭云、チトセノサカトイフニツキテ、此二人義トモニサモトキコユ。又コ、ミニニ義ヲ出シ申ベシ。杖ヲツクトイフニツキテ、チトセノサカラコユトイフコトニヤ。タトヘバ、ウヰノオクヤマコユトイフモ、コノヨライヰルタトヘナレバ、チトセノサカラコユトイハムコトモ、祝ノタトヒナルベシ。コヒノ山、オモヒ川ナドヨムモ、サル山河アレ、ナカレ、タトヒニテヨムナリ。又出羽国ニチトセ山トイフ山モアレバ、ソレヲ思テ、チトセノサカトイハムコトモカタカラズ。又拾遺集ノ歌ハ為憲注云、

百石ニ八十石副テ給ヘテシ乳房ノ報今日ゾ我ガ為ルヤ今ゾ吾ガ為ルヤ

ト云事ハ、行基菩薩ノ唱ヘ給ヘル也云々。然者此モ、サカラバ如此百石トカキタルニアハセテ、或ハモ、サク、或ハモ、シヤクトカキタル本モアリ。サカトハサダムベカラズ。サクヲ五音オナジケレバ、サカトモカケルニヤ。クトカト五音通也。大方ハ経ニハ、百八十斛トゾカキタルヲ、石トイフ文字ヲ、コクトカキタルハワタクシゴトナレド、百コクト歌ニヨママガ無下ノヒガゴトバナレバ、モ、サク

トヨミ給ヘルトゾオボエハベル。

教長注は「神ヤキリケムトハ、メデタキ杖トホムル心也。コノ比モホムル事ヲバ、神仏ノシワザナメリト申ナリ。チトセノサカトハ、千年ニコエムサカモヤスシト云也」と大意を説明する。『古今集注』では、教長注に並べて資料傍線部のように

『奥義抄』を引用したのち「此二人義トモニサモトキコユ。又コ、ロミニ一義ヲ出シ申ベシ。杖ヲツクトイフニツキテ、チトセノサカラコユトイフコトニヤ。タトヘバ、ウキノオクヤマコユトイフモ、コノヨライヅルタトヘナレバ、チトセノサカラコユトイハムコトモ、祝ノタトヒナルベシ」と自説を述べるが二人の説と対立していない。

ところが願注では、『奥義抄』の「ももさか」の歌を使用した解釈に対して

「又行基菩薩の歌に、

もゝ坂にやささかそへてたまひてしちぶさのむくいけふぞ我がする

と云拾遺の歌にて、坂を釈する事は其いはいはれなし」「あまりに展転したる事歟」と厳しい批判をしている。

〔願注〕 千早振る神やきりけむつくからにちとせの坂もこえぬべらなり

此歌は、仁和の御門の御おぼの八十賀に、銀の杖つくりたるをみてよめる歌也。杖と云詞なくて、神の切けるかとほめたるに、杖は聞こえたり。ちとせの坂もこえぬべらなりとは、杖をつくと云にや、たとへば、うるのおく山けふこえてといふやうに、ちとせを過ん事は難有ければ、たゞ

山といはむよりはとて、年の越るによせて坂にたとふるにや。拾遺にはよろづの坂とよめり。此歌をよめるにや。又行基菩薩の歌に、

もゝ坂にやささかそへてたまひてしちぶさのむくいけふぞ我する

と云拾遺の歌にて、坂をみする事はそのいはいはれなし。かれは南閻浮提の衆生の母の乳をのめる数を百八十斛といふことを、世俗のならひにつきて斛の字をばすてて石の字をかゝれたるに、しやくとよみ、さくとよみ、又さかとよめり。それは、くとかと五音同につきてよめり。その坂のこゝとばにつきては、いかゞちとせの坂とはよまざるべき。あまりに展転したる事歟。

〈四〉『奥義抄』を批判しているもの。

四つめは『奥義抄』を批判する目的で引用しているもの。

古今集一〇〇八

〔奥義抄〕 はるされば野べにまづさくみれどあかぬ花まひさしにたゞにみるべき花の名なれや

春されとは春のくればといふなり。万葉には春去と書たれども、彼集は深をあらはし浅きをかくせる集也。秋されは花さき紅葉すと読り。夕されなど云も夕暮也。まひさはまことに久しくたえて見るべき花とよめり。

〔古今集注〕 ハルサレバノベニマツサクミレドアカヌハナマヒナシニタ、ズミルベキハナノナ、レヤ

此二首ノ旋頭歌ノ詞、証本等皆如此書。而教長卿ハ初歌

ノ第三句ヲ五字ニテ、第四句ヲナレソノソコニト七字ニカケリ。違証本。我ト汝トカハレリ。又返歌ノ春サレバトイヘルハ、春来ヲカクイフトアルハ然ハベリ。春来ト云テ春サレト読ルヨシ、万葉ニアリト侍ハイカミ。春去トコソカキテ侍レ。心ハ来義ナレド、字ハ来トハ不書也。春去来バトカケル事コソハベレ。又返歌第四句ヲバ、証本等マヒナシニトカケリ。ソレニツキテ教長卿、ミヌマモヒモナク、タ、ズミムトナリト注セラレタル詞ニツカバ、サモマウシツベシ。間日無ト可読歟。清輔朝臣奥義抄ニハ、マヒサシト書テ、マコトニヒサシクト注セリ。証本詞ニタガヘリ、イカン。普通ニハマヒサシト書ル事モ侍ル歟。

〔顯注〕 春さればのべにまづさくみれどあかぬ花まひなしにたゞなのるべきはなのなれや

奥 まひなしには、まひなししにと云詞を略してまひといふ也。まひなひとは、思ふ事有て物心ざしにとらするをいふなり。万葉云、

あめにます月よみをとこぬさはせんこよひのながさい
ほよつぎまで

此歌は幣と云てぬさはせんとよめり。ぬさたてまつらん、よながかれと云詞也。或本にはまひなひされまつらんよながかれと云詞也。或本にはまひなひせんと云也。幣の字はまひなひとよむ也。ぬさはせんとよむべくは、幣とぞかまし。此歌はまひなひなくてたえずみるべき花ならずとよめる也。教長卿はまひなしを、間日なしにと釋せり。みぬまひなひを、不被考歟。清輔朝臣奥義に、常の本に付てま

ひさしと書て、まことにひさしと釋したり。其又両証本にたがへり。

一〇〇八では「まひなし」について教長注「ミヌマモヒモナク、タ、ズミムトナリ」を引用したのち「清輔朝臣奥義抄ニハ、マヒサシト書テ、マコトニヒサシクト注セリ。証本詞ニタガヘリ、イカン。」と『奥義抄』の本文「マヒサシ」に疑問を述べる。顯注では「まひなしには、まひなひにと云詞を略してまひと云也。まひなひとは、思事ありて物心ざしにとらするを云也。」とのべ、教長注・『奥義抄』説ともに否定している。

古今集九四七

〔奥義抄〕 いづくにか世をばいとはん心こそ野にも山にもまどふべらなれ

いづくにか浮世をのがれてもすむべき野山にも我心はまどはるればと読り。まどふとはおもひのやすむ事もなき心なり。

〔古今集注〕 イヅクニカヨラバイトハムコ、ロコソノニモヤマニモマドフベラナレ

教長卿云、野ニモ山ニモ、マドフコ、ロナレバ、イヅコライヅクトカ、ヨラバイトハムトヨメルナリ。清輔云、イヅクニカウキヨヲノガレテモスムベキ、野山ニテモワガコ、ロハマドハルハトヨメリ。顯昭云、教長卿ノ義ノコ、ロニテハ、イヅクニカトイフコトバカナハズ。又両義トモニ、末句ノコ、ロイカマトキコ。タマヨラバイトハデ山野ニ心ヲマドハシテコソアラメトモヨメルナルベシ。ペラナレトイフハ、マドフベシト云也。

〔顓注〕 いくにか世をばいとはむ心こそ野にも山にもまどふべらなれ

いくにか世をばいとはむとは、世にもまじろはでも、いくにか世をはいとふとても、我心を野山にもまどはして有べしとよめる也。さればまどふべらなりとはよむ也。

まどふべら也は、まどふべき也と云心也。或は野にても山にても、まどはるればと云り。本の心にたがへり。

九四七では教長説・『奥義抄』説を並べて引用するが、「又兩義トモニ、末句ノコ、ロイカバトキコユ。」とともに批判したのち「タマヨロバイトハデ山野ニ心ヲマドハシテコソアラメトモヨメルナルベシ。ペラナレトイフハ、マドフベシト云也。」と自説をのべる。顓注でも『奥義抄』説を「或は野までも山までも、心はまどはるればと云へり。」と引用するが「本の心にたがへり。」と批判している。

古今集九一二

〔奥義抄〕 わたの原よせくる浪のしばくも見まくのほしき玉津島かも

浪はやがてつゞけてもたゞず、しばしはひまありつゝたつなり。さればしばくありつゝといふ心にて波とおきてしばくとはいふなり。しばらく見まくほしき玉津島哉と読り。このしばくは時のほどにはあらず。久しくといふころ也。万葉云、

郭公飛幡の浦にしく波のしばく君を見むよしもがな
是もおなじ心也。

〔古今集注〕 ワタノハラヨセクルナミノシバくモミマクノ

ホシキタマツシマカモ

清輔朝臣云、ナミハヤガテタダツマケテタゞズ。シバシハザマリツ、タツナリ。サレバシバくアリツ、トイフコ、ロニテ、ナミトオキテシバくトハイフナリ。シバラクミハホシキタマツシマカナトヨメリ。コノシバラクハ時ノホドニアラズ、ヒサシクトイフコ、ロナリ。万葉云、
ホト、ギストバタノウラニシクナミノシバくキミヲ
ミムヨシモガナ

是モ同心ナリ。新撰ニハ、ヨセクルナミノタチカヘリトアリ。

顓昭云、ワタノハラハ海底トカキテヨメリ。天ヲバアマノハラトヨミ、海ヲバワタノハラト云ナリ。シバくトハ数トイフ文字ヲヨム。シゲシトイフコトナリ。サレバシゲクミムトイフナリ。シバタツナミトモヨメリ。又万葉歌云、

タマツシマミレドモアカズイカニシテツ、ミモテラムミヌヒトノタメ

カヤウニヨマル、トコロナレバ、衣通姫モアトラタレタマヘルニコソ。

〔顓注〕 和田原よせくる浪のしばくもみまくのほしき玉つ島かも

しばくもみまくほしきとは、しばくとは万葉にも数々とかきたるはしげくと云事也。しばたつ浪といふも、しばなくと云も、しげき心なれば、しげくみんといふ心也。奥義万葉に、

郭公とばたの浦にしく波のしば／＼君をみんよしもがな

しく浪とはしき波とて、しきりに立波也。それをもしば／＼とよみたれば、此歌も同事也。又万葉歌に、

玉つ島みれどもあかずいかにしてつゝみもてこむみぬ人の為

かやうにみあかずして、つゝみもたんだもよまるゝ所なれば、衣通姫も彼島に跡を垂て、玉津島明神とはいはれ給へるにこそ。

九一二では『奥義抄』を「ナミハヤガテタヅマケテタ、ズ。シバシバザマアリツ、タツナリ。サレバシバ／＼アリツ、トイフコ、ロニテ、ナミトオキテシバ／＼トハイフナリ。」と引用し「しば／＼しばらく・ひさしく」説を紹介したのち、「シバ／＼トハ数トイフ文字ヲヨム。シゲシトイフコトナリ。サレバシゲクミムトイフナリ。シバタツナミトモヨメリ。」と自説「しば／＼しげく」説を述べている。なお、顕注では『奥義抄』説は影も形もない。

へ五 まとめ

以上をまとめると、基本方針に反して『奥義抄』に注釈のある歌に『古今集注』で注釈をつけているものは、

- 一、教長注の引用のみで『奥義抄』の内容を含まないもの。
- 二、教長注を批判する目的で『奥義抄』を引用しているもの。
- 三、教長注と『奥義抄』の内容が異なるので併記したもの。
- 四、『奥義抄』を批判しているもの。

の四通りある。

一の場合は、教長注への関心から、『奥義抄』加注歌は除くという基本方針がゆるんでしまったのであろう。すべて巻十七以降のものである。もつともこれらの場合『奥義抄』の注釈は引用していないので、顕昭自身は基本方針の例外とは見なしていなかったかもしれない。

二・三の場合も教長注がきっかけであり、教長注を批判ないし相対化する目的で『奥義抄』が引用されており、教長説への対抗意識から、『奥義抄』加注歌は除くという方針を踏み越えてしまったと思われる。

四の場合、一〇〇八・九四七では教長注への批判とともに『奥義抄』説を批判しており、教長注への批判を考察し続けた結果とも考えられる。しかし、九一二には教長注の引用は見られず、はじめから『奥義抄』説批判を意図していたように見える。

『古今集注』の時点では、教長注への対抗意識が前面に出ているので、顕昭自身がどの程度『奥義抄』批判を意図していたのかは、見えにくい。しかし、四のなかで見られた『奥義抄』批判が、『古今集注』のみならず、引き続き顕注にも見られ、『古今集注』と比べて顕注において、より明確に『奥義抄』説批判がなされていること、同様に、三に含まれる三四八にも、『古今集注』では教長注・『奥義抄』と自説が併記されているだけだが、顕注では厳しい『奥義抄』説批判が見られること、に注意しておきたい。

Ⅲ、顯注に見られる『奥義抄』批判

初めに確認したように、顯注は『古今集注』を執筆時には意識的に除いた『奥義抄』加注歌をほぼ全て含み、中には『奥義抄』をそのまま引き写している例も多数見られる。

その一方、『古今集注』でも見られた『奥義抄』批判が、顯注では更に増えている。

六四九ではひと通り『奥義抄』説を引用し、万葉の例をあげるのが、『今案』以下で、「万葉に網引と云歌の少々侍らんからに、それを思てあひきともいはじとそへむ事はいかゞときこゆ。」と疑問を述べている。

古今集六四九

『奥義抄』 君が名も我名もたてじなにはなるみつとないひそあひきともいはじ

難波にみつといふ所のあるあり。さればみつとそへたり。あひきとは網引と云也。万葉集に見えたり。浦によりたる事なればそへ読り。

〔顯注〕 君が名も我名もたてじ難波なるみつともいふなあひきともいはじ

みつとないひそといふは、なにはにみつと云所のあれば、なにはなるみつに人をみつとそへたり。あひきともいはじとは、あまのあみひくをばあびきといへば、その詞にそへて逢きともいはじと、浦によせてそへたるにや。万葉に

おほみやのうちまできこゆあびきするあことゝのふ

るあまのよびごゑ

今案に、難波なるみつとつゞけむ事は、尤可然。万葉に網引といふ歌の少々侍らむからに、それをおもひてあひきともいはじとそへむ事いかゞときこゆ。みつとないひそあひきともいはじとは、たゞいひつゞけたるとおぼえ侍り。

これは古き歌のやうをよくくはからひて申也。なにはのみつにのみあびきをせばこそさもよみ侍らめ。

一〇四三では「人の家を出づる時おのづからわるきものなどあひぬれば、くすしき人はいみてかへりいりなどすれば、いづる時はなひる人などのあるは、いむことにてはべるにや。さてとゞむべきかたもなきにはなひる人のあれかし、とまりやするとよめるこそ。」という説について『奥義抄』では「げにもときこえず」と批判しているのに対し、顯注ではそのまま肯定している。

古今集一〇四三

〔奥義抄〕 出ていかん人をとゞめむよしなきにとなりの方にはなもひぬかな

此歌いかによめるにか。ゆゑあるべし。もしさせる本文などにあらずは、事のはじめ物のさきに、はなひつればあしき事にてあるにや。物をいふにあしきさまにさしいらへするは、はなひるやうに物いふなど申めるは。又はらへするをりはなひるをいむはこの心なり。人の家を出る時おのづからわるき物などあひぬれば、くすしき人はいみて帰に入などすれば、いづる時はなひる人などのあるは、いむことにて侍るにや。さてとゞむべきかたもなきにはなひる

人のあれかし、とまりやするとよめるにこそ。此義げにもともおもほえず。⁸⁾

〔顕注〕 いでゝいなむ人をとゞめむよしなきにとなりのかたにはなもひぬ哉

此歌の心は、このはじめ、物のさきに、鼻ひつればあしき事にて有にや。あるふみに、人のなにごとをも思ひくわだつるに、はなをひつればかなはずと云り。又年の始に、はなひて千万歳やといふも、はなひるがわるき事にてあれば、よきさまにねがひなす也。又はらへするをり、はなひるをもいむは此心也。又人の家を出るとき、おのづからわろき物などあひぬれば、くすしき人はいみて婦人などすれば、いづる時はなひる人などの有は、いむ事にて侍にや。とゞむべきかたもなきに、隣のかたに鼻ひる人のあれかしとよめるといはれたり。万葉に、はなひてまつ人きたるとみゆる事也。これは別事也。(二首引用省略)

Ⅳ、顕注とともに『袖中抄』にも『奥義抄』批判が見られるもの

次に『袖中抄』にも『奥義抄』批判の見られる例を取り上げる。

六三七では『袖中抄』では「顕昭云、ほがらゝとは、ほがらかに夜の明けゆく心なり。朗といふ文字を書くなり。」と自説を述べた後、「奥義抄云」と出典を明記して「ほがらゝとは、万葉には明々と書けり。明けゆく心なり。」と引用した後、「私云、万葉に明々と書きて、ほがらゝとよめる事なし。」

と『奥義抄』説を否定している。顕注では『袖中抄』と同じ自説を述べた後、「或人」と出典をばかしているが、「万葉に、明々と書てほがらゝとよみたるとあれど、万葉に此言みえず」と『袖中抄』同様に『奥義抄』説を否定している。

古今集六三七

〔奥義抄〕 しのゝめのほがらゝと明ゆけばおのがきぬくなるぞわびしき

万葉集には明々とかけり。明行心也。

〔袖中抄〕 しのゝめのほがらゝとあけゆけばおのがきぬくなるぞわびしき

顕昭云、ほがらゝとは、ほがらかに夜のあけゆく心なり。朗と云文字をかくなり。奥義抄に云、ほがらゝとは、万葉には明々とかけり。あけゆく心なり。

私云、万葉に明々とかきて、ほがらゝとよめることなし。如何。俗説にはしがらほがらといへり。其も証本共にさる事なし。しのゝめとは暁を云なり。古今歌、なつのよのふすかとすればほとゝぎすなくひとこゑにあくるしのゝめ

万葉歌

あさかしはぬるやかはべの小竹之眼のおもひてぬればゆめにみえくる

あきがしはぬるわかはべの細竹目人もあひみずつまなきかちに

又あかつきをば、いなめともいへり。しのゝめと同事なり。いとしと同ひゞきなり。のとなと同音なり。又ぬる

わはさきのぬるやと同詞なり。やとわと同音なり。万葉云、

あひままくあきたらずとも稲目のあけゆきにけりふな
でせむいも

此歌は七夕の歌也。

〔袖中抄〕第十五 ほがら／＼ しゝめ いなのめ）
〔顕注〕 しゝめのはがら／＼と明行ばおのが衣／＼きるぞ
かなしき

ほがら／＼とは、夜の明行心也。ほがらかを略してほがら
とはいふ歟。或人、万葉集に、明々とかきてほがら／＼
とよみたりとあれど、万葉に此詞見えず、如何。又ふるき
物に古今にほがらの詞なし、如何。しゝめとは夏部にし
るしたり。

一〇九四では自説「めざしとはめのわらはべ、こわらはべなり」を述べた後、『奥義抄』が指摘する「めざしとはあまのい
さりすとして物とりいるゝこ也。竹にてくめり。」という物は
「めざし」ではなく「くぐつ」であると、奥義抄説を否定す
る。顕注の記述は『袖中抄』より簡潔で、奥義抄説は「或説」
と出典をぼかして「めざしとは、あまのあさりすとして、物とり
いるゝ、竹にてくめるちひさき籠也と云へり。」と引用してい
るが、「事のほかに相違歟」と否定し、「或古物語」を引用し
「めのわらはべの義にかなへり」と『袖中抄』と同じ結論を出
している。

古今集一〇九四

〔奥義抄〕 こゆるぎの磯たちならしいそなつむめざしぬらす

な奥にをれなみ

めざしとはあまのいさりすとして物とりいるゝこなり。竹
にてくめり。万葉にはこゆるぎの磯とよめり。五音なれば
かよへるにや。

〔袖中抄〕 こゆるぎのいそたちならしいそなつむめざしぬら
すなおきにをれなみ

顕昭云、めざしとはめのわらはべ、こわらはべなり。そ
れらがいそにおひたる和布を小刀にてきりてとりあつむる
なり。伊勢国の住人の志摩国へひさしくかよひ侍しが申
しゝかは、ひが事にはあらじとぞ覚侍。

或物語云、紀伊国のなぐさの浜にかひゝろふあまのめざ
しのおとなゝりせば、此歌もいそなつむおさなきものと心
えられたり。

教長卿云、めざしはめのわらはべなり。いそなつむめの
わらはべぬらすな、おきにゐたれなみと云也。めざしとい
ふゆゑをば釈せられねど、人をいふとはべるはあたれり。
おほかたはいそなつむいれものをぬらすなといふべしとも
おぼえず。

又考古神楽、朝蔵本歌云、

あさくらやをめのみなとにあびきせばたまのめざしに
あびきあひにけり

これもあまるときこえたり。たまはほむる詞也。

奥義抄云、めざしとはあまのいさりすとして物とりいるゝ
籠也。竹にてくめり。

或人云、件物いるゝものをめざしと云一定也云々。

今云、さやうのいれものをば、万葉集にはくゞつとぞよ
みたる。

しほがれのみつのあま久具都もてたまもかるらむい
ぎゆきてみむ

世にくゞつ目と申すは、さやうの籠の目のつまれたるを
云歟。

和語抄云、くゞつとはかたみを云也。私云、かたみとは
和名云、小籠也。如此両説慥可尋。

但人といふ証はおほかり。私云、くゞつとは小籠といふ
か。ことくとは同音也。さればくゞはこゝなり。つは助字
也。

〔袖中抄〕第二 いそなつむめざし

〔顯注〕 こよろぎの磯立ならしいそなつむめざしぬらすな
おきにをれ波

いそなつむめざしとは、いそなはみるめ、なのりそなど
いふ海藻等也。めざしはめのわらはべ也。かたなもちて磯
のめをさしきりてとれば、めざしと申とぞよくみたるもの
は申侍し。かくいそなつむめのわらはべぬらすな、おきに
ゐたれ波とよめる也。それを波によせて浪はをるといふも
のなれば、をれと人にそへたり。浪のたちやむをばゐると
云心也。磯たちならしはならふ心也。なれたる心也。或説
にはめざしとは、あまのあさりすとて、物とりいるゝ、竹
にてくめるちひさき籠也といへり。事のほかに相違歟。

古物語に、

紀の国のなぐさの浜に貝ひろふあまのめざしのおとな
かりせば

と侍れば、めのわらはべの義にかなへり。こよろぎのいそ
とは、こゆるぎの磯ともかけり。五音かよへり。さがみの
国にあれば、さがみの歌にいれたり。

六五二「紫のねずりの衣」の場合、『袖中抄』では『奥義抄』
にある「寝摺り」「根摺り」両義を他の歌学書の引用とともに
取り上げ、その後、後拾遺集の例を引用しているが、どちらの
義を是とするか断言していない。それに対して、顯注では「今
案に、此義の心にては、紫の寝摺といはむ事いかゞ。後の義は
いはれて侍り。」と後の義、すなわち「紫の根にてする衣を
いふ也。」と決着をつけている。

古今集六五二

〔奥義抄〕 恋しくばしたにを思へ紫のねずりの衣色に出な
ゆめ

是はある物には、昔むらさきのきぬをしたにきて人とね
たりければ、あせにかへりてすりしたる様に、身にもつ
き、人の衣にもうつりたりしより、紫のねずりの衣とはい
ふなりとぞ侍る。又たゞ紫の根にてする衣と読るにや。
色こき物なれば色に出とはよむにやとも見ゆ。

〔袖中抄〕 こひしくはしたにやおもへむらさきのねずりのこ
ろもいろにいつなゆめ

顯昭云、むらさきのねずりの衣とは、ふるき物にいへる
は、昔むらさきの衣をきて人とねたりけるに、あせにいろ
のかへりてきぬにうつりたりけるが、すりぎぬにゝたりけ
るにより、人にあふことをば、むらさきのねずりの衣いろ
にいつといふべければ、此歌もたゞ、したにおもへ、うは

ぎにして人になみせそとはよめるなりといへり。

ねずりのころもとは、紫の根のいろのよければ、根をもちめる物なれば、根にてすると云也。柿の根ずりなむど云、同事也。ところ／＼うつりたるが、むらさきのねずりの衣のやうにゝたるなり。

童蒙抄云、ねずりの衣とは、ねたるにうつりたれば、寝摺衣と云歟といふ義あり。また根ずりともいへり。

奥義抄にも此両義あり。

綺語抄云、むらさきはあせなどにいろかへるべきものにあらず、いかゞときこゆ。

一私云、くれなる、むらさきともにいろかへりて物にうつる物なり。さたにをよばず。又案云、此物語の義にあらずとも、こひをしのぶべきよしにて、いろにいづなとは云也。そのいろをいはむために、むらさきのねずりの衣とは云なり。此義あしからず。但後拾遺云、小式部内侍の許に二条前太政大臣はじめてまかりぬときゝて、堀川右大臣ひとしらでねたさもねたしむらさきのねずりの衣うはぎにをせむ

返

和泉式部

ぬれぎぬとひとにはいはむゝらさきのねずりの衣うはぎなりとも

今付此歌案に、たとへば本歌は古今のねずりの衣いろにいづなといふ事をおもひて、うはぎにせむといふはいろにいでなむとよまれたるにても、たゞこひすといふこと許をいろにいでゝはよしなし。此物語のやうに、ねずりの衣を

め

うはぎにしたらば、あひにけりとみえむことこそ大切なれ。又返にも、うはぎにしたりとも、ぬれぎぬといはむとよめるも、あせにきぬのかへりてあやしかるべければこそ、ぬれぎぬとあらがはむもめでたけれ。たゞいろにいでむ許をうはぎといはゞぬれぎぬとかえしてもかなはずや。事のこりは慥なる証なけれど、和歌のことゝもはみなかうのみはべるなり。然者堀川右府も泉季部も皆きゝつたへ給へることなればあだなるべからず。

〔袖中抄〕第十八 紫のねずりの衣

〔顕注〕恋しくばしたにや思へ紫のねずりの衣色にいづなゆ

むらさきのねずりの衣とは、紫の根にてする衣をいふ也。色にいづなといはんとて、むらさきの衣にとりよれる也。万葉歌に、

つくまのにおふるむらさききぬそめばいまだきずして色に出にけり

此歌のこゝろなるべし。

紅に衣はそめてきほしきを匂ひや出む人のしるべく

是は紅のきぬにて色に出ん事をつゝみたり。又後拾遺歌に、

人しれずねたさもねたしむらさきの根ずりの衣うはぎにをせむ

和泉式部返し、

ぬれ衣と人にはいはむ紫のねずりの衣うはぎなりとも
奥義抄云、昔紫の衣を下にきて人とねたりければ、あせ

にかへりてすりしたるやうに身にもつき、人のきぬにもうつりたりしより、紫のねずりの衣とは云也と云々。又只むらさきの根にてすれる衣ともよめるにや。色こき物なれば、色にいづとはよむにやともみゆ。今案に、此義の心にては、紫の寝摺といはむ事いかゞ。後の義はいはれて侍り。堀河殿のうはぎにせんと詠給、式部ぬれ衣といはむなどよめる事は、古今の歌にしたにを思へ色にいづなと、本歌にあれば、その心をとって、うはぎにして人にしられんともよみ給へる、無相違。それを返しには、あせにぬれずとも、なき事なればぬれ衣と人にいはむとよまむ事、又たくみなる歟。

以上のように『古今集注』では三例見られた『奥義抄』説批判が、願注では九例に増加している。

V、まとめ

冒頭にも述べたように、願昭が生涯のなかでいくつ古今集の注釈を執筆したのかはわからない。だが、こうして『古今集注』『袖中抄』、そして願注と、三つの著作の記述を並べてみると、一つ一つの問題について長年にわたって考察し続けた願昭の姿勢が浮かび上がってくる。

II章で述べたように、『古今集注』に見られた三例は、いずれも『古今集注』よりも願注において『奥義抄』説を明確に批判している。また三四八では、『古今集注』では『奥義抄』説は教長説・自説とともに引用しているが、願注では明確に『奥義抄』説を批判している。

IV章で述べたように、『袖中抄』に『奥義抄』説批判が見られた六三七・一〇九四でも、同様に願注で明確な『奥義抄』批判が見られる。六五二は『袖中抄』では両論併記するなかに『奥義抄』を引用するにとどまるが、願注では明確に決着をつけている。

おそらく願昭は『古今集注』や『袖中抄』といった著作を執筆した後も考察を続けていて、『古今集注』の時点とは、願昭自身の考え方が変化したものがあるので、書き改める必要を感じたのだろう。その考察の積み重ねのなかで、『古今集注』などでは意識的に除いてきた『奥義抄』説と真正面から向き合う必要を感じたからではないか。例えばIII章で述べた六四九は他の願昭の著作では特に取り上げられていないが、願注では『奥義抄』説を引用した後、自身の立場を明確にしているところなどに、そうした願昭の姿勢が現れているように思われる。

では、願注とは、『奥義抄』批判を意図した著作なのか、といえ、その答えは否であろう。最初に確認したとおり、願注では『奥義抄』に対して、注釈のある和歌には基本的に注をつけるという『古今集注』と正反対の方針を貫いていて、後に定家が奥書に「奥義集をうつしながら」と書くように『奥義抄』をそのまま引き写している例も多数見られる。

願昭は、願注では『奥義抄』説との関わりにおいては、まず第一に『奥義抄』説をすべて含むことを意図し、そのうえで『奥義抄』説に対する願昭自身の説を明らかにしようとしたのではないだろうか。

以上をまとめると、願注とは、かつて『古今集注』を著した

ときには意識的に除いた『奥義抄』の古今集歌の注釈と向き合い、清輔説について継承すべきものはそのまま継承し、『袖中抄』など自身の考察の結果批判すべきものは批判し、顕昭自身が考える古今集注釈の集大成を目指した著作であると考えられる。

VI、残された課題と見通し

しかし、それならなぜ『奥義抄』説に対してはつきり「奥義抄云」と書かないのか。一〇〇八では「清輔朝臣奥義に、常の本に付てまひさしと書て、まことにひさしと釋したり。其又両証本にたがへり。」と出典を明記しているものの、九四七は『古今集注』では「清輔云」と誰の説か明記しているのに対し、顕注では「或は」とぼかしている。六三七・一〇九四は『袖中抄』では「奥義抄云」と出典を明記しているのに、顕注では「或人」「或説」とぼかしている。

顕昭の他の注釈では、『袖中抄』に典型的に見られるとおり、教長注への対抗意識が見られる『古今集注』だけでなく『拾遺抄注』『後拾遺抄注』などの諸注でも、書物の引用するときは出典を、他者の説に言及するときは誰の説かを明確にしている。それは『千五百番歌合』などの歌合の判詞でも共通する姿勢である。そこで根拠を明確して考察をすすめることが顕昭にとって手慣れた様式であったと考えられる。しかし、顕注では出典を明記せず、顕昭自身の説かどうかはつきりせず、自他の区別があいまいなまま、和歌の説明として要領よくまとめているものが多く、これまでの顕昭の著作とは異なる方針のもの

とで執筆されている。「或人」「或説」などぼかした書き方になったのは、そうした方針の違いによるものだろう。

建仁元年（一二〇一）以降、おそらくは建仁三年（一二〇三）の千五百番歌合以降、というこの時期に、顕昭は、なぜ『奥義抄』加注歌をほぼすべて含む古今集の注釈書——顕注を執筆したのか。しかも、説の根拠を明記するという今までの注釈書の様式とは、明らかに異なる方針で。

稿者はかつて『奥義抄』や『古今集注』には加注されていない顕注独自の四十首には、建久から建仁頃（一一九〇～一二〇三）に同時代の歌人たちの間で注目されていた歌語が多く取り上げられていることを根拠に、顕注の執筆動機について、後鳥羽院歌壇の中で歌合の判をする際などに備え、同時代の歌人たちの関心をふまえた、新しい古今集注釈が必要になったからだと考えた。しかし、それなら『袖中抄』のように典拠を明記したもののほうが、歌合で判をする際や年若い歌人たちに指導する際には便利であろう。顕注が、この時期に、いつもの顕昭の様式とは異なる方針で書かれたのは、それなりの理由があったのではないだろうか。

なぜ、顕昭は、この時期に、『奥義抄』説すべてを含む、自他の説の区別をあいまいにした古今集注釈を執筆したのだろうか。このように顕注の特徴をまとめたとき、古今集注釈のところだけ比べると非常によく似た特徴を持つ歌学書が、建久年間に執筆されていることに気がつく。上覚の『和歌色葉』である。『和歌色葉』の奥書にある通り、顕昭は『和歌色葉』を閲覧している。はたして『和歌色葉』と顕注は、どのような関わり

りがあるのだろうか。『和歌色葉』との関係を検討したうえで、改めて、なぜ、顕昭が、この時期に、このような古今集注釈を執筆したのか、引き続き、考えていきたい。――

注

- (1) 久曾神昇「解題五、古今集注」(『日本歌学大系 別巻四』風間書房 一九八〇年)
- (2) 久曾神昇「解題三、顕注密勘抄」(『日本歌学大系 別巻五』風間書房 一九八一年)
- (3) 奥義抄五十「おちたぎつ河瀬になびくうたかたも思はざらめや恋しきものを」の古今集諸本の本文状況は以下の通り
・元永本・関戸本・六条家本・古今集五三二の次にあり。・寛親本・永治本・「有他本 無御本」の朱の書入あり。・前田本・片仮名の本文に「有他本 無御本」の朱の書入あり
・天理本・本文・書入とも、顕注朱書。・寂恵本・片仮名の本文に「清在他本 無御本」
- (4) 拙稿『顕注密勘』の顕昭注の成立時期について」(『中世文学』第五号 二〇一〇年)
- (5) 「袖中抄」における「奥義抄」については、西村加代子「顕昭と清輔―学説の継承と対立をめぐって―」(『国語と国文学』一九七七年七月号)『平安後期歌学の研究』一九九七年所収)に詳しい検討と考察がある。
- (6) 前掲(1)による。
- (7) 九四六では「風ぞしくめる」について教長説を引用した後、教長の「しきりに」に対して「万葉ニ、ハルサメノシキ／フルニトアルハ、シキリニト云心也。風ノシクメル、同心歟。」と自説をのべ、その後「奥義抄」を引用してから「奥義抄」説について「風ゾシクメルノコトハ、タシカニモイヒトカザル歟」と述べている。顕注では、典拠は示されていないが清輔説はほぼそのまま受け継ぎ、「古今集注」では「タシカニモイヒトカザル歟。」と述べた「風ぞしく

める」について、教長説を引き継いだのち、『奥義抄』の大意でまとめている。

〔古今集注〕シリニケムキ、テモイトヘヨノナカハナミノサワギニ風ゾシクメル

教長卿云、風ゾシクメルトヨメルハ、シキナミナダイフコトナリ。サラヌダニナミハタカクサワグニ、イトマ風ノシキリニフクト、ヨノナカノアリニクニヨセテヨメルナリ。私云、万葉ニ、ハルサメノシキ フルニトアルハ、シキリニト云心也。風ノシクメル、同心歟。ツネノ本ニハ、風ノフクメルトアリ。清輔朝臣云、シリニケムコトハ、カヅハシリテモアラムトイフナリ。ナミノタチサワグニソヒテ、カヅフキトヨムコトナムアルトイヘリ。私云、風ゾシクメルノコトハ、タシカニモイヒトカザル歟。

〔顕注〕しりにけむきゝてもいとへ世中は浪のさわぎに風ぞしくめる

しりにけむきゝてもいとへとは、かつはもとより知ても有けむ、さらずば又きゝてみいとへと云詞也。浪のさわぎに風ぞしくめるとは、なみのさわぎにそひて風さへふきとよまむ事なんおそろしきとよめる也。風しくとは、しきなみなど云は、しきりなる也。されば風ぞしくりなると云也。世中の昔も今もおだひかならぬ事をよめり。

(8) これに続けて「裏書返勘或物云、人の事を思はたつるにはなひれば、不叶云々。此心あひかなひたる哉」と顕注と同じ内容が書かれている。

(9) 注(7)の九四六が典型例。

(10) 前掲(4)による。

○『顕注密勘』は内閣文庫本(2000-55)を使用し、句読点・濁点を付し、和歌の引用箇所は二字下げて改行、仮名遣い・漢字などは通行のものに改めた。

○『奥義抄』は「大東急記念文庫善本叢刊」を使用。

○『袖中抄』は『袖中抄の校本と研究』を使用し、片仮名を平仮名に改

めた。

○古今集諸本の異同は『古今和歌集成成立論』による。

○ほかは『日本歌学大系』『新編国歌大観』を使用。

○本文中の傍線は、すべて稿者が私に付したものである。

【付記】 本稿は平成二十一年和歌文学会七月例会における口頭発表の前半に基づくものである。その折御教示下さった先生方、そこへ至るまで御指導下さった先生方に、深く感謝申し上げる。